

久喜市立小・中学校の適正規模・

適正配置に関する基本方針

平成29年1月

久喜市教育委員会

(令和4年8月改訂)

## 目 次

I	はじめに	1
II	市立小・中学校の現状	2
1	児童・生徒数と学校数の推移	2
2	児童・生徒数の将来推計	2
3	小・中学校の規模	3
4	学校の小規模化・大規模化に伴う課題	4
III	適正規模・適正配置の基本的な考え方	6
1	適正規模・適正配置の基本的な考え方	6
2	適正規模・適正配置の基準	6
IV	適正規模・適正配置の推進の方策	7
1	通学区域の見直し	7
2	学校の統合	7
3	義務教育学校	7
V	適正規模・適正配置の具体的な進め方	8
1	学校の小規模化への対応	8
2	学校の大規模化への対応	11

## I はじめに

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

一方、本市における現在の児童生徒数は、少子化の影響により 30 数年前のピーク時の半数近くに減少し、小・中学校の小規模化が進んでいますが、この傾向は今後も続くものと考えられます。

このような学校の小規模化は、子どもたちを取り巻く教育環境に様々な影響を及ぼし、教育活動や学校運営に課題が生じることが懸念されています。

本市では、「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」を基本理念とし、次代を担う子どもたちが一人ひとりのもつ個性や能力を一層伸ばすための教育を充実とともに、自ら学び、自ら課題を解決できる力を身に付けた、心豊かなたくましい人づくりを目指しています。

この基本理念の実現化においては、学校規模や配置の適正化を進めることが必要と考え、ここに「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定するものです。

なお、この基本方針の策定にあたりましては、久喜市立小・中学校学区等審議会からいただいた答申、小・中学校の児童生徒の保護者を対象に実施した意識調査の結果を参考にしたものです。

### 【追記】

令和4年5月1日現在、本市では、少子化の影響により引き続き児童生徒数の減少が進んでおり、その数はピーク時の約半数となっています。

また、平成28年3月に市が策定した「久喜市人口ビジョン」では、2060年（令和42年）の展望人口を110,359人と見込んでおり、今後も児童生徒数の減少が進行するものと懸念されます。

このような中、市では、総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、市が保有する公共施設の持続的な維持管理を図るため、アセットマネジメントの推進に取り組んでいます。

この中で、市が保有する公共施設の総延床面積の約60パーセントを占める学校施設については、建築後30年以上を経過しているものが約85パーセントという状況であり、将来的な維持管理を図るためにには、適正規模・適正配置の観点を考慮しつつ、学校施設の統合や長寿命化を検討する必要が生じています。

このようなことから、教育委員会では、将来的な学校施設の適正規模・適正配置の推進を図る目的で、本基本方針を改訂するものです。

## II 市立小・中学校の現状

### 1 児童・生徒数と学校数の推移

本市における児童生徒数は、昭和59年度の21,509人をピークに、その後年々減少し、基本方針を策定した平成28年度は11,083人となっておりました。これは、ピーク時である昭和59年度の51.5%です。この傾向は続いており、令和4年度では、10,337人で昭和59年度の48.1%となっています。

また、学校数は、昭和59年度が小学校23校、中学校9校、合計32校でありましたが、平成28年度は、小学校23校、中学校11校の合計で34校であり、昭和59年度と比較して、小学校が増減なし、中学校が2校増となっておりました。

この基本方針に基づき実施された学校の統合により、令和4年度は、小学校22校、中学校10校の合計32校であり、昭和59年度と比較して、小学校が1校減、中学校が1校増、平成28年度と比較して、小学校1校減、中学校1校減となっています。

別表1 市立小・中学校の児童生徒数及び学校数の推移（経過）

	S 5 9	H 8	H 1 3	H 1 8	H 2 2	H 2 8	R 3	R 4
児童数	14,703	11,185	9,600	8,418	7,901	7,349	6,877	6,795
生徒数	6,806	6,291	5,390	4,521	4,029	3,734	3,568	3,542
合計	21,509	17,476	14,990	12,939	11,930	11,083	10,445	10,337
小学校	23	25	23	23	23	23	22	22
中学校	9	11	11	11	11	11	11	10
合計	32	36	34	34	34	34	33	32

<備考>

※R4は休校中の上内小学校を含む

昭和60年 太東中学校、鷺宮西中学校 開校

平成3年 東鷺宮小学校 開校

平成7年 久喜北小学校 開校

平成13年 栗橋小学校 開校（栗橋東第一小学校、栗橋東第二小学校、栗橋北小学校を統合）

令和3年 江面小学校 開校（江面第一小学校、江面第二小学校を統合）

令和4年 菖蒲中学校 開校（菖蒲中学校、菖蒲南中学校を統合）

### 2 児童・生徒数の将来推計

人口減少と少子化の流れは、今後も進展する傾向にあり、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化がさらに進むと考えられます。

なお、令和4年5月1日現在の住民基本台帳に基づくと、令和10年度の児童生徒数は、9,062人まで減少し、ピーク時の半数以下となることが予想されており、小学校では5,701人（令和4年度比で1,094人、16.1%の減少）となり、中学校では3,361人（令和4年度比で181人、5.1%の減少）となることが予想されています。

別表2 市立小・中学校の児童生徒数の推移（見込み）

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
小学校	6,795	6,672	6,576	6,459	6,262	6,041	5,701
中学校	3,542	3,516	3,455	3,439	3,384	3,362	3,361
合計	10,337	10,188	10,031	9,898	9,646	9,403	9,062

### 3 小・中学校の規模

別表3・別表4は、市立小・中学校の学校規模を通常学級の学級数別に、それぞれ示したものです。令和4年度現在、小学校が6学級から25学級、中学校では6学級から16学級と、学校間で学級数に大きな開きが生じています。

なお、令和4年度現在、令和9年度に複式学級（※）の対象となる学年のある学校が出現することが予想されます。

※複式学級：複数の学年を1つにした学級のこと。小学校の場合、2つの学年を合わせても16人以下となる場合に複式学級を編制（ただし、1年生を含む時は8人以下）し、中学校の場合、2つの学年を合わせても8人以下となる場合に複式学級を編制する。

別表3 市立小学校の規模

令和4年5月1日現在

学級数	令和4年度			令和10年度（見込み）	
	校名	学級数	学年	校名	学級数
6以下	清久・江面・小林・三箇・栢間	(6)	5校	7校	清久・久喜北・菖蒲・小林・三箇・栢間・菖蒲東
7~11	久喜北・菖蒲・栗橋西	(7)	6校	5校	青葉・江面・栗橋西 (7)、青毛・鷺宮 (10)
12~18	青葉 (8)、菖蒲東 (9)、本町 (10)		8校	8校	久喜東 (13)、栗橋南 (15) 久喜・太田・砂原 (16)、東鷺宮 (18)
19以上	栗橋 (19)、桜田 (25)	2校	1校		本町・栗橋南 (12)、久喜東 (13)、久喜 (16)、太田・砂原・東鷺宮 (17)、栗橋 (18)

※上記の学級数は、特別支援学級を除く学級数。（ ）内は学級数を示す。

※休校中の上内小学校は除いております。

別表4 市立中学校の規模

令和4年5月1日現在

学級数	令和4年		令和10年度（見込み）	
5以下	0校		0校	
6~8	4校	久喜南・鷺宮西（6）、 栗橋西（7）、久喜東（8）	4校	久喜南・鷺宮西（6）、 久喜東・栗橋西（7）
9~11	1校	鷺宮（10）	1校	菖蒲（11）
12~18	5校	太東・菖蒲・栗橋東（12）、 久喜（14）、鷺宮東（16）	5校	太東・栗橋東・鷺宮（12）、 鷺宮東（13）、久喜（14）

※上記の学級数は、特別支援学級を除く学級数。（ ）内は学級数を示す。

## 4 学校の小規模化・大規模化に伴う課題

### （1）小規模化に伴う課題等

小・中学校の小規模化は、学校運営や教育活動に様々な影響を及ぼすとされています。具体的には児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行えるというメリットがある反面、別表5に示すように、教職員の配置の課題、児童生徒数が少ないことによる学習や学校生活における影響が考えられます。

なお、複式学級では、直接指導と間接指導（子どもたちのみで学習を進めるこ）を組み合わせることが多いことから、教員に特別な指導技術が求められる、教員の指導準備における負担が大きい、実験・観察などの長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる等の課題が生じることも考えられます。

別表5 学校の小規模化による課題

学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置が困難である。</li> <li>・運動会や文化祭などの学校行事、体育の球技や音楽の合唱等の集団学習に制約が生じやすい。</li> <li>・班活動やグループ活動に制約が生じやすい。</li> <li>・クラス同士が切磋琢磨する教育活動が困難である。</li> <li>・多様な指導方法をとることが困難である。</li> <li>・教職員1人当たりの校務分掌や行事に関わる分担が多くなる。</li> <li>・教職員が出張や年休等で不在となる場合の補充が困難である。</li> <li>・クラブ活動や部活動の指導者の確保が困難である。</li> </ul>
-------	--

児童生徒の学習・生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。</li> <li>・集団の中で自己主張することや他者とコミュニケーションをとる機会が少ない。</li> <li>・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。</li> <li>・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れる学習の機会が少ない。</li> <li>・教科が得意な特定の児童生徒の考え方でクラス全体が引っ張られやすい。</li> <li>・クラブ活動や部活動の種類が限定される。</li> <li>・1学級における男女比の偏りが生じやすい。</li> <li>・進学等の際に大きな集団である上級学校への適応に困難を来す可能性がある。</li> <li>・学習や進路選択の模範となる先輩の数が少ない。</li> </ul>
------------	---

## (2) 大規模化に伴う課題等

小・中学校の大規模化は、多様な教育活動や選択の幅が広がるなどのメリットがあります。一方、学校行事等において一人ひとりが活躍する機会が少なくなる場合がある、同学年でも互いの顔や名前を知らないなど児童生徒の人間関係が希薄になる、特別教室や体育館等の施設や設備の利用に制約が生じやすい等の課題が考えられます。

### III 適正規模・適正配置の基本的な考え方

#### 1 適正規模・適正配置の基本的な考え方

(1) 多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること。

このことにより、集団の中でルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や学力、体力を伸長させることができます。

(2) クラブ活動や部活動等において多様な選択ができる規模であること。

このことにより、希望に応じた活動の保障や、互いに高め合う効果が期待できます。

(3) 一定の教員数の確保が可能な規模であること。

のことにより、教員相互の研修や校務分掌の適正化を図ることができます。

(4) 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学距離を考慮すること。

なお、学校の統合又は通学区域の変更を行う場合は、通学距離の延長に伴い教育条件が不利になる可能性もあることから、児童生徒の負担面、安全面に考慮した適切な通学条件や通学手段を確保する必要があります。

#### 2 適正規模・適正配置の基準

上記の基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模・適正配置の基準を次のとおりとします。

##### <適正規模の基準>

###### 【小学校の望ましい規模】 12学級から18学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能である、1学年2学級以上が望ましい。

また、1学年1学級であっても相当数の児童数が確保されることが望ましい。

###### 【中学校の望ましい規模】 9学級から18学級

多様な人間関係を築くことのできるクラス替えが可能であるとともに部活動の活性化を促し、教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編制等の教員確保が可能となる、1学年3学級以上が望ましい。

##### <適正配置の基準>

① 小学校の通学距離 概ね3km以内

② 中学校の通学距離 概ね5km以内

ただし、学校の統合等により基準とする通学距離を超える場合は、スクールバス等の通学手段を検討する。(※通学距離は自宅から学校までの片道の距離)

また、統合後に想定される通学経路において、改善が困難と見込まれる著しい危険がある場合についても、通学手段を検討することができるものとする。

## IV 適正規模・適正配置の推進の方策

学校の規模や配置の適正化に伴う学校の統合や通学区域の見直しは、保護者、地域住民、学校関係者へその必要性を十分説明し、相互理解を図るとともに、より良い教育環境を整えるための共通の視点をもって進めます。

### 1 通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮します。

また、通学区域を見直す際には、保護者や地域住民に対し、その意義と内容を説明し、相互理解を図ります。

### 2 学校の統合

学校の統合を進めるにあたっては、対象校の保護者や地域住民に対し、統合の趣旨、実施方法等について説明し、相互理解を図ります。

なお、統合の手法における基本的な考え方は、以下の①、②を原則としますが、保護者や地域住民の意見を尊重しながら取り組みます。

#### ①新たな学校としての設置

「学校の統合」は、原則として、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とします。

また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とします。

#### ②設置場所

新たな学校は、原則として既存の学校を使用することとします。その際は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定します。なお、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めた通学区域の見直しについても、地域住民との協議のもとに検討します。

### 3 義務教育学校

本市では、義務教育9年間を一体的にとらえ、小・中学校9年間の学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視した小中一貫教育を推進しています。

したがって、学校の統合を検討する際は、小中一貫教育を推進することも考慮し、保護者や地域の要望なども踏まえながら、施設一体型の小中一貫教育学校として、義務教育学校を新設することも検討します。

## V 適正規模・適正配置の具体的な進め方

### 1 学校の小規模化への対応

少子化の影響から児童生徒数が減少している学校が多く、全学年が単学級の小学校が令和4年度現在で5校ありますが、令和10年度には7校に増加することが予想され、今後の転出等によっては、複式学級編制の可能性が考えられます。

また、中学校では、令和4年度現在で5学級以下の学校は無く、令和10年度においても5学級以下の学校は無いことが予想されています。

学校の極端な小規模化は、児童生徒への影響、学校運営上の課題が大きく、小規模校のメリットを生かすにも限度があると考えられます。

したがって、一定の児童生徒数を確保するために、学校の統合等（通学区域の一部見直し及び義務教育学校の設置を含める）の検討を行うことが必要です。

#### （1）学校の統合等の検討の基準

児童生徒数を確保するため、以下に掲げる基準が見込まれる段階で、学校の統合等の適否について検討するなど、各基準に応じて取り組みます。

##### 【小学校の場合】

	基準	対応
①	複式学級の編制が見込まれる学校	1学年の児童数が極端に少ないことから、速やかに学校の統合等の適否について検討する。
②	①を除く6学級の学校及び6学級となることが見込まれる学校	児童数の動向に注視しつつ、保護者等を対象に学校の統合等に関する意向調査を実施する。なお、保護者等の意向に応じて、学校の統合等の適否について検討することもできる。

##### 【中学校の場合】

	基準	対応
①	5学級以下の学校	全学年が複数学級（全校6学級以上）となるように、速やかに学校の統合等の適否について検討をする。
②	6学級の学校及び6学級となることが見込まれる学校	生徒数の動向に注視しつつ、保護者等を対象に学校の統合等に関する意向調査を実施する。なお、保護者等の意向に応じて、学校の統合等の適否について検討することもできる。

## (2) 学校の統合等の検討の手順

教育委員会は、(1)で示した基準に基づき、学校の統合等の適否について検討する場合は、以下に示す手法等を用い、保護者、地域住民、学校関係者と連携・協力して取り組むものとします。

### ○久喜市立小・中学校学区等審議会

教育委員会は、久喜市立小・中学校学区等審議会（以下「学区等審議会」という。）へ学校の統合等の適否について諮問します。

審議会は、諮問を受けた学校の統合等の適否などについて審議し、教育委員会へ答申書を提出します。

### ○説明会の開催及び意見聴取

教育委員会は、学校の統合等の対象となる学校の保護者、地域住民等に対してその意義と内容を説明し、相互理解を図ります。

なお、この説明会は、必要に応じて適宜行うものとします。

また、保護者、地域住民や関係団体の代表者等へ学校の統合等に関する意見を聞き、その内容を学区等審議会へ報告します。

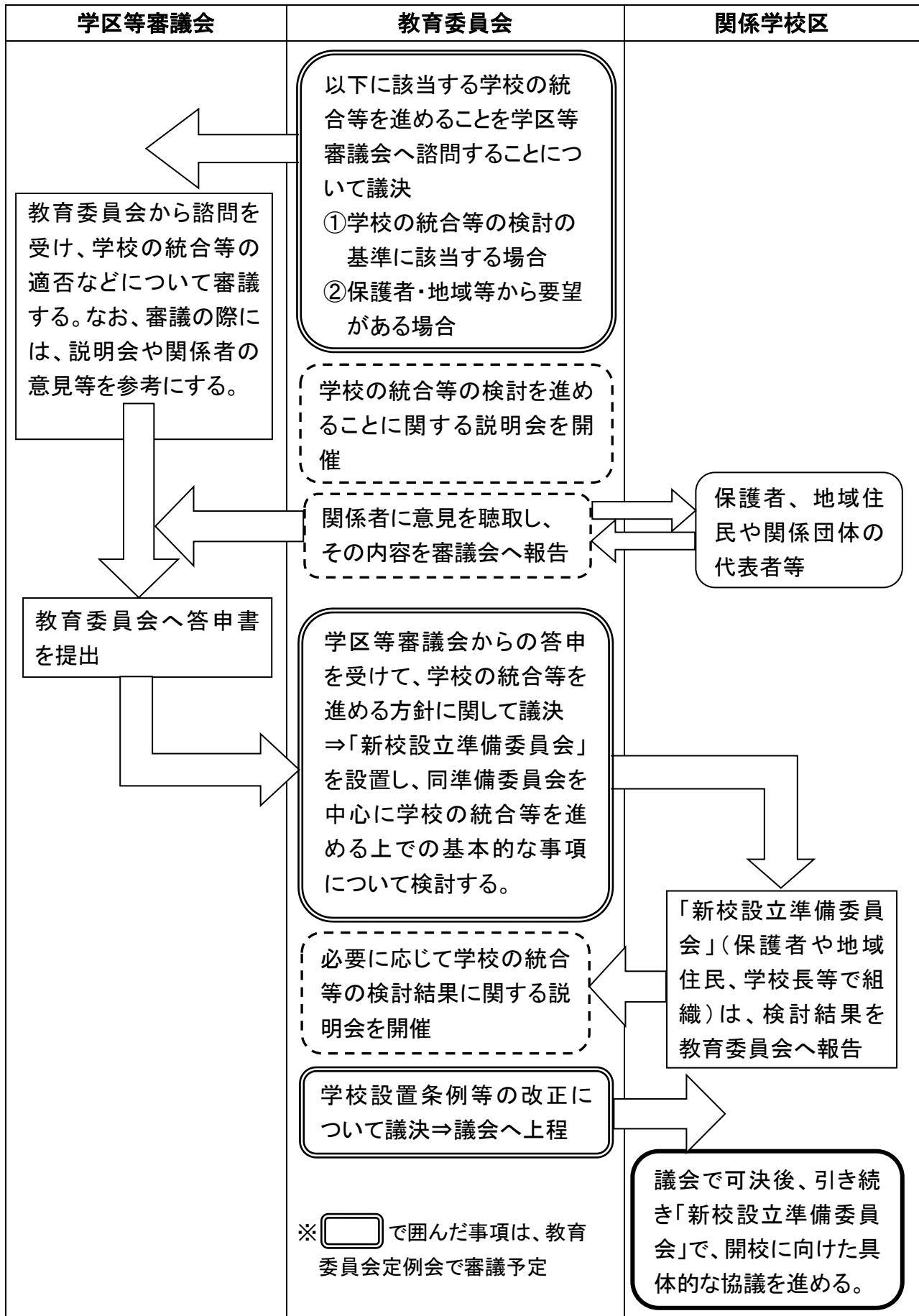
### ○新校設立準備委員会

教育委員会は、学校の統合等による新たな学校を設置しようとするときは、対象となる学校の保護者や地域住民の代表者、校長等を構成員とした「久喜市立●●小（中）学校と久喜市立●●小（中）学校の統合による新校設立準備委員会（以下「新校設立準備委員会」という。）」を設置します。

新校設立準備委員会は、新たな学校の名称及び位置、通学方法、統合等の時期などについて検討するとともに、新たな学校を開校する上で必要な事項について協議します。また、検討・協議を行った結果については教育委員会へ報告します。

なお、新校設立準備委員会は、学校の統合等を進める方針に関して教育委員会で議決した学校ごとに設置するものとします。

## 学校の統合等の検討を進める手順（イメージ）



## **2 学校の大規模化への対応**

都市開発等の影響により児童生徒数が増加している学校がありますが、将来的には児童生徒数は減少することが見込まれるため、原則として新たな学校建設は実施せず、既存施設の活用により対応します。

なお、教室数の確保が難しい場合は、近隣学校の児童生徒数や学級数の動向を勘案しながら、通学区域の見直しについて検討を行います。



久喜市立小・中学校の適正規模・  
適正配置に関する基本方針

平成29年1月  
久喜市教育委員会  
(令和4年8月改訂)